

規 則

「千曲市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則」
をここに公布する。

令和7年3月28日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第14号

千曲市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

千曲市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和元年千曲市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (14) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において市長が定める期間

第5条第2項中「及び第9号」を削り、同項第1号中「第5号」を「第3号」に改め、同項第2号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「を養育」を「の看護を」に、「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第3項中「前項第10号」を「第1項第10号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。